daily コラム

2025年9月26日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

厚生年金の標準報酬月額上限が 段階的に引き上げられます

厚生年金の標準報酬月額上限が引き上げ

いわゆる「年金制度改正法」が 2025 年 6 月 20 日に公布されました。

この改正では、社会保険の適用拡大の他、 在職老齢年金の見直しや遺族年金の男女格 差是正などが盛り込まれています。

厚生年金の標準報酬月額上限引き上げは、 報酬や給与水準が高い社長や役員、従業員 の保険料負担に大きく影響します。

高年収の方の厚生年金保険料に影響

厚生年金の標準報酬月額の上限は、現在 の 65 万円から 75 万円まで、下記のスケジ ュールで引き上げられます。

引き上げ	標準報酬	賞与を除く報酬月
時期	月額上限	額(以上~未満)
現在	65 万円	63.5~66.5万円
2027年9月	68 万円	66.5~69.5万円
2028年9月	71 万円	69.5~73.0万円
2029年9月	75 万円	73.0万円~

賞与を除いた報酬月額が 66.5 万円以上 (報酬・給与のみで年収 798 万円以上) の方 の厚生年金保険料が現在よりも段階的に引 き上げられることになります。

厚生年金保険料の上昇額は?

標準報酬月額 65 万円以上の方の厚生年

金保険料(会社・被保険者折半額)は、下表の通りとなります。

標準報	改正前	改正後
酬月額	(月額)	(月額)
65 万円	59, 475円	59,475円(±0)
68 万円		62,220円(+2,745)
71 万円		64,965円(+5,490)
75 万円		68,625円(+9,150)

標準報酬月額 75 万円の場合、2029 年 9 月 以降は現在と比べて会社・被保険者とも一 人当たり年間約 11 万円も増加となります。

年金受給額の増加額は?

在職老齢年金による支給停止がなければ、 改正後の標準報酬月額に 10 年間該当した 場合の受給額は下記の通り増額となります。

標準報酬月額	年金受給額の増加額
68 万円	約 1,500 円/月 (終身)
71 万円	約 3,000 円/月 (終身)
75 万円	約 5,100 円/月 (終身)



保険料高いのに、在職中もらい難いのは納得できない